

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体的に活躍できる授業づくりや、学校行事・地域行事での温かい人間関係づくりなど、いじめを未然に防止するための取組を行ってきた。また、毎学期の教育相談週間や、毎週水曜日に「せいかつアンケート」を実施し、当日中に職員間で共通理解を図ることにより、いじめの早期発見・早期対応にも努め、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での取組を進めてきた。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という原点に戻るとともに、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図ることが必要である。加えて、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化していく。

本校におけるいじめ防止等の対策を体系的・計画的かつ具体的に行う事を目指し、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参考にしながら、本校職員は、いじめによって悲しい思いをしたり、自ら命を絶ってしまったりする児童がいない、安心・安全な学校づくりを進めていく決意を新たにし、ここに「田布施町立城南小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立つて行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 受けた側が苦痛を感じるような「いじり」や「からかい」をされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、一人または数人で事案を抱え込むことがないようにし、管理職を含む全教員で情報を共有しながら、いじめ対策委員会を中核として全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、町教育委員会等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置く。この委員会は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

#### ○ いじめ対策委員会

年間3回の会議、校内委員による学期ごとの取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員を招集しての緊急会議

##### ・ 構成

管理職、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、養護教諭

保護者代表 (PTA 会長)、学校運営協議会代表 (会長)

(いじめが起こった場合は、当該学級担任)

※ 必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

##### ・ 役割

◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善

◇ いじめの相談・通報の窓口

◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導部会

必要に応じての会議、事案発生時に緊急会議

・ 構成

管理職、当該学級担任、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、養護教諭

※ 必要に応じ、他の教員を加える。

・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会や地域の人との関わり方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方や礼儀等を学ぶため、地域との交流活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

**未然防止** (いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、積極的に年に数回事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ 教職員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、EASYを活用するなどの取組を行い、児童理解に努める。
- ・ 週1回の児童へのいじめ調査アンケートに加え、全校体制による教育相談で、子どもの悩みや内包する問題の早期発見と予防に努める。
- ・ 切れ目のない支援体制を構築するため、幼保小中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をいじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、いじめ対策組織の存在及び活動が児童に容易に認識される取組を行うよう努める。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的

指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ・ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援（合理的配慮）を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動、委員会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、指導に当たっては、発達段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論等を行うことにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。
- ・ 田布施総合支援学校やたぶせ苑との交流などの体験的活動に重点的に取り組み、多様性や思いやりの心、社会性を育む。
- ・ インターネットや携帯電話・スマートフォン等を通じた誹謗中傷、個人情報の流出等のいじめ防止に向けて、道徳教育・人権教育・情報教育等により計画的に取組むとともに、保護者啓発も含めた外部講師による情報モラル教室等を開催し、児童のネットリテラシーを育てる。

## (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を必要に応じて設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

## **早期発見**（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

### 【レベル1】日常衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### 【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

### 【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・ 「いじり」は本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性が有ることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。
- ・ しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ

適切な対応を行うこと。

- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

#### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、週1回の聞き取りアンケートや教育相談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室や、どの先生にも相談できる雰囲気づくり・体制づくりを推進することで、様々な場面から児童の不安や悩みをしっかりと受け止めることができるようにするため年1回は担任以外の教員が教育相談を行う。

#### (2) 具体的な取組

- ・ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。そのため、週1回共通理解する時間を設ける。

#### (3) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

### **早期対応** (現に起こっているいじめへの対応)

#### (1) 学校の体制づくり

- ・ いじめは、担当教職員が事案やささいな兆候や懸念、情報を一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断しないよう、学校として情報を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。また、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携する。
- ・ いじめを認知した場合は、速やかに情報共有と事実関係の調査を行い、「児童理解記録簿」に時系列にしたがって「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」等を記録する。
- ・ 情報共有は、気づきを共有して早期対応につなげることを目的とする。
- ・ 児童からいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動を取らなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- ・ いじめを受けている児童に対しては、本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努め、さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・ 好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、いじめ対策組織と情報を共有することは必要となる。

#### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりを更に進めると共に、周辺児童に対しても、いじめを制止したり教職員や周りの大人に相談したりすることを指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話・スマートフォンを通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。

- ・ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

### (3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 重大事態への対応

### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、教育委員会が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。調査にあたっては、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月（改訂）文部科学省）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

### Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### 1 本校の相談窓口

田布施町立城南小学校	0820-52-2559 生徒指導主任
------------	---------------------

#### 2 関係機関等の相談窓口

<b>【電話相談】</b>	
○ 24時間子どもSOSダイヤル(やまぐち子どもSOSダイヤル)	0120-0-78310
○ 田布施町教育委員会(学校教育課)	0820-52-5812
○ こどもの人権110番(山口地方法務局)	0120-007-110
○ サイバー犯罪対策室(山口県警本部)	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち(山口県警本部)	0120-49-5150
● ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室(教育庁教育政策課)	083-933-4531
○ ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター)	<a href="mailto:soudan@center.ysn21.jp">soudan@center.ysn21.jp</a>
○ ふれあいファックス	083-987-1258
<b>【来所相談】 申込先 ● ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)</b>	

#### 3 いじめの防止等に向けた年間計画

令和8年度田布施町立城南小学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部・地域との連携
4	全教職員共通理解	始業式 交通安全教室(全学年)	HP更新 学校いじめ防止基本 方針の通知 家庭訪問 PTA総会	担当者確認(警察等関 係機関) 交通安全教室 防犯パトロール隊紹介 の集い
5	校内会議① (年度方針・計画作成)	教育相談週間① 宿泊学習(5年) 運動会 学校運営協議会(熟議)	PTA執行部会	SC訪問、SSW訪問  学校運営協議会①
6	校内研修①(児童理解)  いじめ対策会議①	心のアンケート①(全学年) 定期教育相談① <del>たぶせ苑交流(1, 2, 3年)</del> (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	日曜参観日	<del>たぶせ苑交流</del> 小中連携教推進連絡協 議会  SC訪問
7	校内会議② (アンケート等集約・情報共有) 校内研修③	地区児童会  全校AFPY	学校評価アンケート 学期末懇談会	教育相談連絡協議会 SC訪問
8	校内研修④	学校運営協議会		学校運営協議会②
9	校内会議⑤	情報モラル学習(5・6年)		公民館

	(夏季明け情報共有)			SC訪問
10	いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	<del>たぶせ苑交流（5年）</del> (交流再開を検討中) 修学旅行（6年） 田布施総合支援学校交流（6年）	参観日 学校保健安全委員会	城南地区生徒指導連絡協議会  田布施総合支援学校 SC訪問 <del>たぶせ苑交流</del>
11	校内研修⑤（ハラスメント）	心のアンケート②（全学年） 人権参観日・人権講演会 定期教育相談② 田布施総合支援学校交流（1・2年） 田布施総合支援学校交流（4年） 昔の遊び交流会（1・2年） 校内持久走大会 歳末助け合い運動 秋の遠足	歳末助け合い運動	公民館 学校運営協議会③  田布施総合支援学校
12	いじめ対策会議② 校内会議④ (アンケート結果集約・情報共有)	歳末助け合い運動	PTA理事会・評議員会 学校評価アンケート 学期末懇談会 歳末助け合い運動	SC訪問
1	校内研修⑥（伝統行事で心を育てる）	三世代交流どんど焼き集会	三世代交流どんど焼き集会	公民館 地域住民
2	校内会議⑤ (アンケート結果集約・情報共有) いじめ対策会議③ (本年度の反省と課題の集約)	心のアンケート③（全学年） 定期教育相談③		学校運営協議会④ 生徒指導連絡協議会 SC訪問 小中引き継ぎ会 SSW訪問
3	次年度に向けての計画作成	6年生を送る会 卒業式 修了式		SC訪問